

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

漁業構造動態調査（以下「調査」という。）は、漁業構造の実態及びその変化を明らかにするため、漁業の生産構造、就業構造等に関する基本的事項を把握し、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規程に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

(1) 個人経営体調査

2018 年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）（以下「漁業センサス」という。）で設定した基本調査区（6,051 調査区）の中から大海区別に無作為抽出した標本調査区（402 調査区）内に所在する全ての個人経営体

(2) 団体経営体調査

漁業センサスで把握した団体経営体（4,541 経営体）の中から、1 団体経営体あたり漁業就業者数が 35 人以上の経営体を全数階層とし、それ以外の経営体は大海区別に無作為抽出した標本団体経営体（1,051 経営体）

5 調査事項

(1) 個人経営体調査

- ア 過去 1 年間に行ったすべての漁業種類
- イ 販売金額が多かった漁業種類
- ウ 使用した漁船規模
- エ 動力漁船の出漁日数及び出漁日数・販売金額が多かった漁業種類
- オ 海面養殖施設総面積
- カ 世帯員の状況
- キ 世帯の収入
- ク 漁業を行った世帯員の従事状況
- ケ 漁獲物・収獲物の販売金額
- コ 海上作業に雇った人数

(2) 団体経営体調査

- ア 過去 1 年間に行ったすべての漁業種類
- イ 販売金額が多かった漁業種類

- ウ 使用した漁船規模
- エ 動力漁船の出漁日数及び出漁日数・販売金額が多かった漁業種類
- オ 海面養殖施設総面積
- カ 漁業に従事した責任のある者の漁業従事状況
- キ 海上作業に雇った役職者の従事状況
- ク 海上作業に雇った人数
- ケ 漁獲物・収獲物の販売金額

6 調査期日

令和元年11月 1 日現在で実施した。

7 調査方法

(1) 個人経営体調査

統計調査員が調査対象に調査票を配布し、統計調査員又は郵送にて回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象からの申出により、統計調査員による面接調査（他計調査）も可能とした。

(2) 団体経営体調査

調査対象に調査票を郵送により配布し、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）又は郵送により回収する自計調査の方法により実施した。

8 調査対象者数

調査対象者数、有効回収数等は次のとおり。

区 分	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
個人経営体調査	4, 458 経営体	4, 379 経営体	98. 2%
団体経営体調査	1, 051 経営体	623 経営体	59. 3%

9 集計方法

集計は、以下の式のとおり、推定対象項目ごとに対応する漁業センサスの結果を補助変量とする比推定により算出した。

(1) 個人経営体

$$\hat{X} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y$$

$\hat{X}$: 大海区別の推定値

n : 大海区内の標本調査区数

x_i : 大海区内の i 番目の標本調査区に係る調査値

y_i : 大海区内の i 番目の標本調査区に係る漁業センサス調査値

Y : 大海区別の合計値に係る漁業センサス調査値

(2) 団体経営体

標本設計に使用した漁業センサス結果において、漁業就業者数 35 人以上の団体経営体を第 1 階層、34 人以下の経営体を第 2 階層に区分した。また、第 1 階層のうち、補助変量項目の値が 1 つでも同階層の平均に標準偏差の 2 倍を加えた値以上に乖離している経営体を、第 1 階層（うち特殊階層）、それ以外を第 1 階層（うち推定階層）に区分し、階層別に集計した。

ア 第 1 階層（うち特殊階層）

$$\hat{X} = \sum_{i=1}^n x_i$$

$\hat{X}$: 第 1 階層（うち特殊階層）の大海区別の推定値

n : 第 1 階層（うち特殊階層）の大海区の回収調査対象数（調査票数）

x_i : 第 1 階層（うち特殊階層）の大海区内の標本調査階層の i 番目の回収調査対象に係る調査値

ただし、特殊階層において未回収の調査対象があった場合は、 x_i は直近の調査値（直近の漁業センサス調査値よりも新しい調査値が存在しない場合は、直近の漁業センサス調査値）によって補完する。

イ 第 1 階層（うち推定階層）

(ア) 全国推定値

$$\hat{X} = \frac{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y$$

L : 階層（大海区）の数（9）

$\hat{X}$: 第 1 階層（うち推定階層）の全国の推定値

n_i : 第 1 階層（うち推定階層）の i 大海区の回収調査対象数（調査票数）

x_{ij} : 第 1 階層（うち推定階層）の i 大海区の j 番目の回収調査対象に係る調査値

y_{ij} : 第 1 階層（うち推定階層）の i 大海区の j 番目の回収調査対象に係る漁業センサス調査値

Y : 第 1 階層（うち推定階層）の全国の合計値の漁業センサス調査値

(イ) 大海区別推定値

$$\hat{X}_k = \left(\hat{X} - \sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij} \right) \cdot \frac{X'_k - \sum_{j=1}^{n_k} x'_{kj}}{X' - \sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x'_{ij}} + \sum_{j=1}^{n_k} x_{kj}$$

L : 階層（大海区）の数（9）

$\hat{X}_k$: 第1階層（うち推定階層）の k 大海区の推定値

X'_k : 第1階層（うち推定階層）の k 大海区の漁業センサス調査値

x_{ij} : 第1階層（うち推定階層）の i 大海区の j 番目の回収調査対象に係る調査値

n_k : 第1階層（うち推定階層）の k 大海区の回収調査対象数

x'_{kj} : 第1階層（うち推定階層）の k 大海区の j 番目の回収調査対象に係る漁業センサス調査値

X' : 第1階層（うち推定階層）の全国の合計値の漁業センサス調査値

ウ 第2階層

$$\hat{X} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y$$

$\hat{X}$: 第2階層の大海区別の推定値

n : 第2階層の大海区内の標本調査階層の標本経営体数

x_i : 第2階層の大海区内の標本調査階層の i 番目の標本経営体に係る調査値

y_i : 第2階層の大海区内の標本調査階層の i 番目の標本経営体に係る漁業センサス調査値

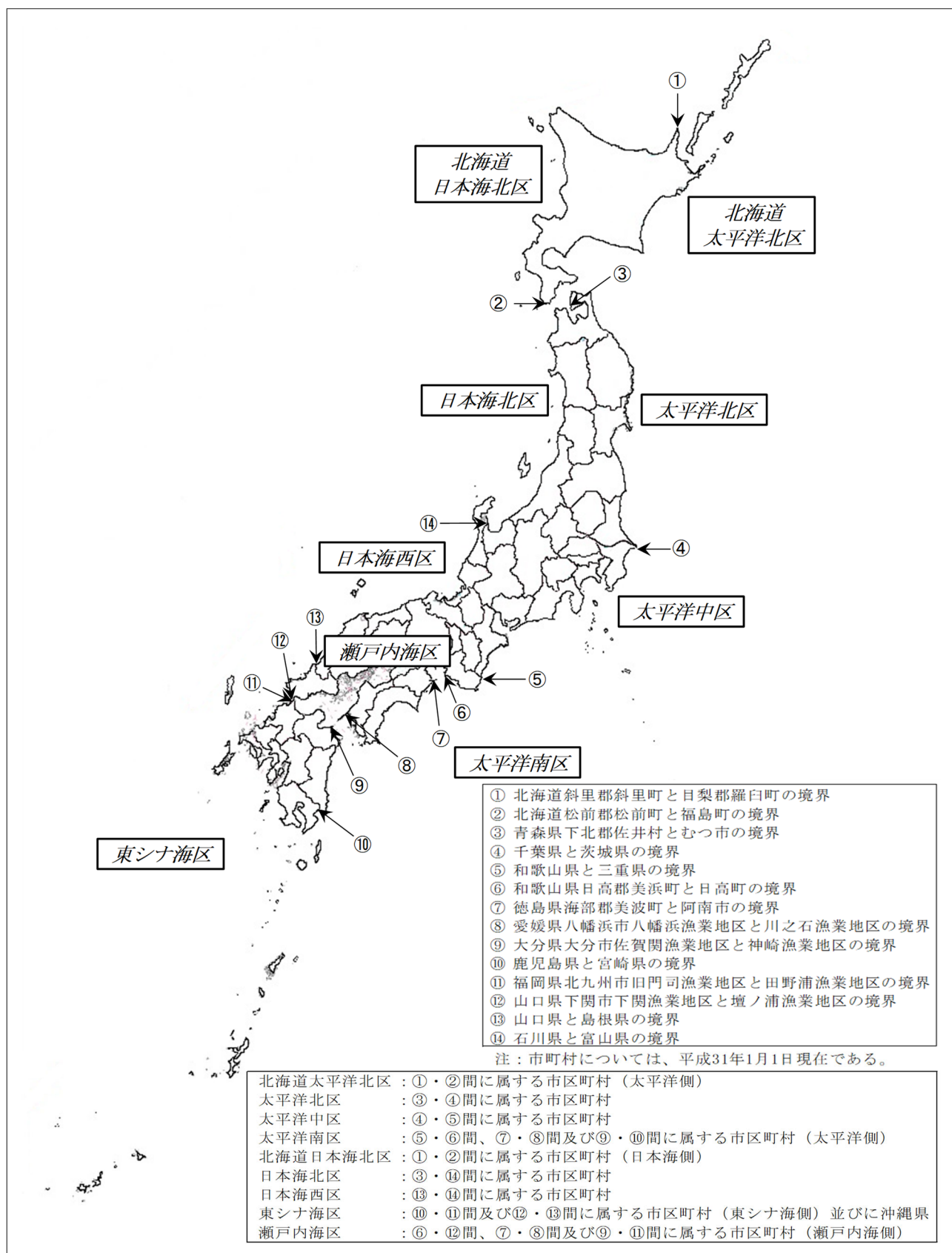
Y : 第2階層の大海区内の標本調査階層の合計値の漁業センサス調査値

エ 団体経営体の全国値は、(2)のウで算出した第2階層の大海区別の推定値の合計に、アで算出した第1階層（うち特殊階層）の大海区別の推定値の合計及びイの(ア)で算出した第1階層（うち推定階層）の全国推定値を合計した値とする。

10 実績精度

漁業経営体数（全国）及び漁業就業者数（全国）についての実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、それぞれ0.7%及び1.3%である。

11 大海区の表章区分



12 用語の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去 1 年間	平成30年11月 1 日から令和元年10月31日の期間
漁業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだ漁業経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他の団体経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 なお、内水面組合（水産業協同組合法第18条第 2 項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水産業協同組合法第 2 条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去 1 年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去 1 年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 初めに、過去 1 年間に主として営んだ漁業種類（販売金額 1 位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区

	分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買付け用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分。
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
経営主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。

役職者	団体経営体における責任のある者（経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者には含めない。）及び海上作業に雇われた者のうち役職に就いている者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む。）。
陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁船	過去1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船

	(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
海面養殖施設総面積	11月1日現在の海面養殖のうち、「魚類養殖」、「ほたてがい養殖」、「かき類養殖」、「わかめ類養殖」、「のり類養殖」を行った養殖場の施設面積の合計とする。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見ること。）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。 オ 養殖業では、次の作業をいう。 (ア) 海上養殖施設での養殖 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 (イ) 陸上養殖施設での養殖 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 - b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 - c 池及び水槽の見回り - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） - e 収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には以下のものをいう。 ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。） イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業 ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ エ 悪天候時の出漁待機 オ 餌の仕入れ及び調餌作業 カ 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝の

	むき身作業、のり、わかめの干し作業 キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。 ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
世帯員	生活の根拠がその家にある者をいい、具体的には次のものをいう。 ア 住居と生計を共にしている者（血縁又は姻戚関係にない者を含む。） イ 出稼ぎ者、学生、療養者等で調査日現在において家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者 なお、漁船も含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含む。 ウ 家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した者又は1年以上経過する見込みである者 なお、同居人、下宿人のように生計を別にしている者は含まない。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、「9 大海区の表章区分」のとおり。

13 利用上の注意

(1) 調査について

本調査は漁業センサス実施年以外の年における漁業構造の年次的動向を把握するために行う調査であるが、漁業センサスは全数調査であるのに対し、本調査は

標本調査であるため、表章されている値は全て推定値であることから、漁業センサス結果と本調査結果を直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

また、統計表の一部の表章項目においては、集計対象数が極めて少ないことから相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用にあたっては留意する必要がある。

(2) 統計の表示について

ア 本統計の数値は、推定値の原数を下 1 桁で四捨五入して表示したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0」：上記アの四捨五入によるもの（例：4 人→0 人）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

ウ 統計データ等に訂正等があった場合には、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「水産業」の「漁業構造動態調査」に、正誤表とともに修正後の統計表等を掲載する。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_doukou/index.html 】

(3) その他

この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和元年漁業構造動態調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業担い手統計班
代 表：03-3502-8111 内線3666
直 通：03-6744-2247
F A X：03-5511-7282